

「指定給水装置工事事業者」の指定申請手続きについて

I. 必要書類

1. 申請用紙

様式	名称等	✓
様式第1	指定給水装置工事事業者指定申請書	
様式第2	誓約書	
様式第3	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	
別表	機械器具調書（以下の機械器具等を有すること）	
	・管切断用機械器具（金切りのご等）	
	・加工用機械器具（やすり、パイプねじ切り器等）	
	・接合用機械器具（トーチランプ、パイプレンチ等）	
	・水圧テストポンプ等	

2. 添付書類

	個人の場合	✓	法人の場合	✓
申請者について	・住民票		・定款の写し	
	・申請人の経歴書（写真付）		・代表者の経歴書（写真付）	
	・身分（身元）証明書		・代表者の身分（身元）証明書	
主任技術者について	・主任技術者の免状の写し			
	・経歴書（写真付き）			
	・雇用関係を証する書類の写し			
店舗について	・店舗等の所在地地図			
	・機械器具等の写真			
	・所在市町村税の納税証明書			
	・県税の納税証明書			
	・従業員名簿			
	・配管技工有資格者の資格証の写し			

※法人の場合、従来は必要だった登記事項証明書の提出は不要となりました。

II. 指定までの流れ



※手数料：指定手数料30,000円＋指定事業者証交付手数料3,000円＝計 33,000円

III. その他

- （1）指定内容に変更があった場合は様式第10「指定事項変更届出書」を提出
- （2）廃止・休止・再開する場合は様式第11「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」を提出